

モノづくり立地促進補助金について

現状

①企業誘致、②元気な企業の継続立地を促す、③住宅への転用を防止、④安定的な税源確保(シミュレーションでは、住宅よりも工場が建設された方が税収が多い)のため、一定の要件を満たす場合に、土地及び家屋にかかる固定資産税及び都市計画税一定額(最大全額)を3年間補助金として交付している。

※要綱上は平成 27 年度をもって当該補助金は終了となっている。(平成 15 年度より実施)

課題

①他都市との競争

⇒拡張意欲のある企業の市外流出を防ぐ。

(参考資料「立地促進補助制度(他市比較)」のとおり)

②工場の集積を守る

⇒工場の跡には工場が建つように行政の施策誘導。

(モノづくり推進地域には工場を)

③大阪府の補助金との関係

⇒本市の企業誘致補助金がなくなった場合、大阪府の補助金が受けられない。

対応

以上のとおり、企業誘致施策が必要不可欠であることは明確であるが、他都市との競争等から、より一層補助制度の拡充が望まれるため、以下のとおり提案するもの。

i. 補助対象期間の延長(例: 3年⇒5年)

ii. 補助対象の拡充(例: 事業所税を補助対象として追加)

iii. 特別用途地区等の適用地域への支援策

(例: 当該地区内への工場立地に対して奨励金を交付など)

iv. 既存企業の再投資への補助

(例: 工業専用地域またはモノづくり推進地域で製造業の設備投資を支援)